

事業計画書

1 運営ビジョン

(1) 地域における地域ケアプラザの役割について

地域包括ケアシステムの推進や高齢者、子ども、障害者支援の視点を含めて地域ケアプラザの指定管理者として行うべき取組みを具体的に記載してください。

①担い手やボランティアの人材の発掘やサポート②緩やかな見守り体制の構築③地域住民が集える場づくりを目指していきたいと思います。

- ・ 4 団体で構成されている「子ども食堂」の安定した運営を目指し、ボランティアを募る等後方支援を継続し、多世代交流ができるように取り組んでいきます。
- ・ 障害者施設と連携し、サロンの担い手になって頂き互いに理解し地域でともに暮らしていけるよう今後もコーディネートしていきます。
- ・ 地域住民が主体となる「居場所」づくりを共に行い、引きこもりを防ぎ緩やかな見守りに繋がるよう取組み、地域の体制を構築していきたいと思います。

(2) 担当地域の特色、課題及び将来像並びにそれに係る取組みについて

地域住民や関係者と連携・協働して地域の魅力と課題を把握し、地域ケアプラザとして課題解決に向けた活動を行っていくために関係団体等との連携方法を具体的に記載してください。

周辺には、更生施設やコミュニティハウス、授産所、保育園、シルバー人材センターといった施設があります。ケアプラザが中心となり、各施設の機能を生かし連携し、共催事業を展開することで子供から高齢者、障害者の支援に努めて参りました。様々な年代や障害を持った人が自然とかわれるような場を今後も作っていきたいと思います。

下町情緒あふれる地域で、にぎやかだった商店街は衰退傾向にありますが、自然に地域の見守りがあるため独居高齢者に対する相談も地域住民からのケースも増え、問題が重篤になる前に相談対応することもあります。

「蒔田地区」「堀ノ内・睦町地区」の連合町内会議や民生・児童委員協議会に出席することで、地域の課題や個別ケースの情報共有にもつながるため今後も継続したいと考えています。

(3) 担当地区における関係団体等との連携について

地域、行政、区社会福祉協議会、関係機関及びその他様々な団体に加えて他の地域ケアプラザとの連携について、具体的に記載してください。

区社会協議会や行政とは密に連携を図り、支援チーム会議にて情報を共有しています。エリアの境にある、サロン等は他のケアプラザと連携し地域住民への呼びかけを行っています。

他のケアプラザと協働し、事業を開催することもありお互いの地域の活性化を図っていきたくと考えています。

2 団体の状況

(1) 団体の理念、基本方針及び事業実績等について

団体の理念や基本方針、事業実績等について、記載してください。

運営理念

- ① 地域社会の一員として福祉の実情を捉え、市民のニーズに即したサービスの提供に努めます。
- ② あらゆる活動において利用者と共に歩み、その幸福と福祉を追求します。
- ③ 常に暖かい心で専門性のあるサービスを提供します。

基本方針

高齢化、核家族が進む社会状況の中で、誰もが住み慣れた町で安心して、心豊かに人としての暮らしが続けられるよう、地域の人々がお互いに助け合い、支えあっていくことができる街づくりを目指しています。

事業実績

- ① 介護保険関連事業：訪問介護、通所介護、居宅介護支援
- ② 医療保険関連事業：訪問看護
- ③ 障害福祉関連事業：共同生活援助、地域活動支援センター、横浜市移動支援事業、居宅介護就労継続支援
- ④ 児童福祉関連事業：母子生活支援施設、障害児通所支援事業、児童家庭支援センター

(2) 財務状況について

予算の執行状況、法人税等の滞納の有無及び財政状況の健全性等、安定した経営ができる基盤等について記載してください。

予算

予算については、法人理事会・評議会の承認を得て執行しています。期中において、予算を超える可能性が発生した際には補正予算をたて理事会の承認を得るため、ほぼ予算どおりに執行されています。法人税については収益事業について申告をしていますが、利益は出ていない為、法人税の納付金額は前年度までに発生しておりません。

財政状況

財政状況においては、経理区分を事業毎に細分化されており、事業毎の収入に対して直下できる人件費・事業費・事務費を配賦しております。共通部門等については、経理区分間の繰入れを行います。経理規程により資金収支計算書・事業活動収支報告書・貸借対照表を作成いたします。現在運営している事業は、すべて次期繰越収支額（繰越利益）が出ております。

補助金事業

補助金を受託している事業については、補助金対象となる経費（人件費・事業費・事務費）を精算しており、余剰が発生した場合は補助金、委託金精算方法に基づき返戻をしております。毎年すべての事業の決算報告において理事会・評議員会の承認を得ております。

監査

会計処理、事業運営については、法人の監事監査、行政の管轄部署の監査を受けております。

3 職員配置及び育成

(1) 地域ケアプラザ所長及び職員の確保、配置について

地域ケアプラザを運営していく上で、地域ケアプラザ所長（予定者）及び職員の人員配置並びに勤務体制、必要な有資格者・経験者の確保策について、その考え方を記載してください。

職員の確保

職員の確保については、対人援助としての資質や経験、またケアプラザの運営方針について理解ある人材を重視し、採用しています。勤務体制については、安心して職員が勤務できるよう法人の就業規則に基づいた職場環境作りを行い、部門毎に職務分掌を作成し職員が自身の行うべき役割を理解できるよう努めています。

適正な配置

指定管理における資格要件を満たした職員配置を行っています。毎年度、全職員に対して法人独自に作成したチャレンジ目標シート及び自己評価表の作成を必須としています。資格取得も視野に入れた各職員の業務に対する目標や取り組みを把握し適正な職員配置に努めています。

(2) 育成・研修について

地域ケアプラザの機能を発揮するための人材育成及び研修計画について、記載してください。

育成について

- ① 職員が積極的に研修を受講できるようシフト調整や研修費用の負担を行っています。
- ② 研修を受講した職員は研修報告書の作成を必須とし、報告書を回覧するとともに職員会議や各部署ミーティングでフィードバックすることで全体のスキルアップを図っています。

研修計画について

- ① 毎年度、部門毎に研修計画書を作成し、業務経験年数や自己課題に合わせた研修に取り組んでいます。
- ② 法人としても、独自に職員の勤続年数や階層別に研修を計画し、新人職員から管理者まで幅広く全職員が受講できるよう取り組んでいます。

4 施設の管理運営

(1) 施設及び設備の維持保全、管理及び小破修繕の取組みについて

施設及び設備の安全確保及び長寿命化の観点から、適切な維持保全（施設・設備の点検等）計画及び積極的な修繕計画について、具体的に記載してください。

保守管理→指定管理として公平・公正な管理に努めます

- ① 建物の保守管理及び定期清掃は、専門の外部業者に委託しています。
- ② 日常の施設内清掃は障害雇用者雇用1名、施設周辺部の清掃は近隣の更生施設から「ちょっとボランティア」に登録しているもの2名で対応しています。職員も毎日朝ミーティング後簡単な日常清掃をしながら、館内の設備や備品などを目視点検し修繕箇所が見つかったら早急に対応しています。
- ③ 建物の修繕計画に関しては、複合施設であるため本部・母子施設・ディサービスの管理者と優先順位を相談し、業者に見積を依頼。予防的観点からも外壁クラック補修、手すりの腐食等の修繕を行いたいと考えます。

(2) 事件事故の防止体制及び緊急時の対応について

事件事故の防止体制に関する意識の高さ・対応の適切性、事件事故発生時における緊急の対応について、具体的に記載してください。※急病時の対応など。

事件事故の防止体制

- ① マニュアルの整備を行い、事件事故防止対応に努め適宜見直しをしていきます。
- ② 毎夕、遅番者が二人体制で館外を見回り、不審物・危険個所がないか点検を行っています。夜間は警備業者に委託しています。
- ③ 安全管理チェック表を作成し、毎日記録しています。
- ④ 監視用カメラ（24時間1週間分の録画可能）出入り口のインターホンやセンサーチャイムの設置による不審者のチェック・受付での来館記録簿など入館管理を厳重に行っています。
- ⑤ セキュリティカード・鍵は保有者を限定し、記録簿で厳重に管理しており退職時には即回収・記録しています。
- ⑥ 研修及び、ヒヤリ・ハットを職員会議で周知し日々の業務の見直しをしています。

緊急時の対応について

- ① 対応手順をマニュアル化し、手順に基づき行動します。体調不良の際は、ソファ等で休んでもいただき、ご家族に連絡の上ご家族に迎えに来ていただく対応をいたします。
- ② 急病対策として、AEDの点検は毎日行い、救急箱と合わせ常時使用できる状態にしています。
- ③ 体操教室の参加者などには、受付カウンターに備えてある血圧計で計測を促す場合もあります。

(3) 災害に対する取組みについて

ア 福祉避難所の運営について

地域ケアプラザは、区防災計画に基づき福祉避難場所として開設及び運営を行うことが規定されていますが、発災時に備えた事前準備や特別避難場所の運営方法（職員の参集方法や日ごろの訓練等）について、具体的に記載してください。

発災時に備えた事前準備

- ① マニュアルの整備：防災計画、福祉避難場所開設マニュアル等、マニュアルの整備に見直しを行っています。
- ② 避難訓練：毎月、貸館利用者と避難訓練を実施。母子生活支援施設、放課後等デイサービス、高齢者サービスとの合同避難訓練を年1回行い、各施設との協力体制を確認しています。
- ③ 備蓄品の整備：要援護者受け入れ用備蓄品は3日分整備しており、賞味期限が分かるよう整理して保管してあります。また、法人独自に備蓄品を用意しており職員・来館者は一覧表で確認できるようにしてあります。
- ④ その他：地域の防災拠点会議や避難訓練に積極的に参加しています。また施設内の複合火災受信機の取り扱いに関しては、定期的に業者からレクチャーを受け全員が対応できるよう努めています。

福祉避難所の運営方法

- ① 南区災害対策本部訓練に参加し、職員にも流れがわかるよう周知しています。
- ② 徒歩圏内の職員を把握し（応援として法人職員含む）、緊急連絡網を活用し参集できる体制を整えています。

イ 災害に備えるための取組みについて

震災や風水害等といった災害に備えるための取組みについて、具体的に記載してください。

- ① 屋内のガラスはフィルムを貼り、またロッカーや書庫は転倒防止の対策を講じています。
- ② 多目的ホールをはじめ各部屋にはヘルメットを設置、避難の際に活用するよう毎月の避難訓練の中で説明しています。またケアプラザが福祉避難所であり、どのような方の避難場所なのか説明しています。
- ③ 情報ラウンジには、「南区防災マップ」を掲示し来館者と合同の避難訓練の際には、防災拠点と風水害での避難場所を説明し、個々で災害の意識を向上するよう取り組んでいます。
- ④ 地域の防災訓練には、積極的に参加し地域の実情の把握に努めています。

(4) 公正・中立性の確保について

公の施設として、市民、団体及び介護保険サービス事業者等に対して、公正・中立な対応を図るための取組について記載してください。

- ① 貸館利用に関しては、毎月1日10時よりTELにて予約を受け付け、重複した場合は15時に連絡し譲り合う、または翌日抽選を行っています。利用に偏りがなく気持ちよく予約していただくよう努めています。
- ② 介護保険サービス事業所の選定については、自法人や特定の事業者等に偏ることなく、対象者のニーズや意向を聞き取った上でホームページや資料を提示し、比較検討して選択できるような情報提供を行っています。
- ③ 地域の行事や会議については「蒔田地区」「堀ノ内・睦町地区」どちらにも偏りなく、所長・各部門の職員が参加し、公正・中立な立場で対応しています。

(5) 利用者のニーズ・要望・苦情への対応

利用者の意見、要望及び苦情等の受付方法並びにこれらに対する改善方法について、具体的に記載してください。

- ① ケアプラザ利用者の意向満足度調査を実施、各部屋に「ご利用者の皆様の声をお聞かせください」といった主旨のチラシを置き、ご意見箱は事務室から見えないところに設置し、入れやすいようにしています。
- ② 苦情に関しては、第三者委員会を設置、館内に委員の写真と受付対応の流れと説明図を掲示（フローチャート）し、広く苦情を受け入れられるようにしています。
- ③ 苦情解決委員会を設置し、迅速に対応・再発防止に努めるよう、職員会議にて周知いたします。
- ④ いただいたご意見、対応を情報ラウンジに来館者が閲覧できるようファイルを設置しています。

(6) 個人情報保護・情報公開、人権尊重について

個人情報保護及び情報公開の取組、人権尊重など横浜市の施策を踏まえた取組について、具体的に記載してください。

- ① 半年に1回程度、定期的に個人情報チェックシートを実施し、職員の意識向上に努めています。
- ② マニュアルを整備し、取り扱いはマニュアルに基づいて行っています。
- ③ FAX送信、封筒入れ等は必ず二人以上での対応とし、記録を残します。
- ④ 個人情報の持ち出しは原則禁止していますが、やむを得ず個人情報を持ち出す場合は、管理者の許可を得て管理簿に記録しています。
- ⑤ 個人ファイルや名簿・ディスクは鍵付き書庫に保管し、必要時以外の使用を禁じています。
- ⑥ パソコンは盗難防止のチェーン付きにしています。
- ⑦ パソコンはパスワード管理し、共有フォルダは関係者以外開けないようなシステムを構築。メールは限られた職員のみ送受信できるなどルールを設けています。
- ⑧ 採用時及び定期的に研修を実施しています。年に1回個別誓約書提出、また退職時には注意を

喚起しています。

- ⑨ 人権尊重に関しては、横浜市の施策を踏まえ、職員会議内で研修を行っています。また、情報ラウンジにも内容を掲示し来館者への意識向上も図っています。
- ⑩ 情報公開については、開示請求があった場合は規程により情報提供を行っています。

(7) 環境への配慮、市内中小企業優先発注など、本市の重要施策を踏まえた取組

ヨコハマ3R夢(スリム)プラン、市内中小企業振興条例の趣旨及び男女共同参画推進等に対する考え方について記載してください。

環境への配慮

- ① ゴミの減量化への取り組み：職員及び貸館利用者には、弁当の空き容器やペットボトル容器の持ち帰りを励行しています。
- ② リサイクルへの取り組み：プラザに郵送されてくる封筒の加工を行い再利用やコピー用紙の裏紙を使用しています。ペットボトルのキャップは回収して活用できるよう取り組んでいます。
- ③ 省エネルギーへの取り組み：エアコンの温度設定をこまめに調節しています。また、サーキュレーターで空気を循環させることで熱効率をよくするよう努めています。電気はこまめスイッチを切り、蛍光灯の交換や掃除などを定期的に行っています。外に雨水タンクを設置し、掃除用および園芸用等に活用し、水の節約に努めます。

市内中小企業優先発注への取り組み

工事発注に関しては条例に沿って、横浜経済の活性化及び市内企業の育成を基本方針として市内企業へ発注しています。また細かい備品や日用品はエリア内の商店で購入する等地域との関係づくりにも努めています。

5 事業

(1) 全事業共通

ア 施設の利用促進について

施設の稼働率向上のための対策や効率的な施設貸出の方法、利用者のために有益な情報提供を行う方法について、その効果も含め具体的に記載してください。

- ① 貸室の空き状況が一目で分かるよう、受付カウンターに各部屋の空き状況を掲示し、自由に閲覧できるようにしています。また、法人のホームページにも同様の空き状況を開示、概ね月2回更新しています。
- ② 貸館稼働率の目標については、前年度比上昇とし、比較的空き時間の多い時間帯に新しい登録団体の紹介や自主事業を開催する等稼働率が上がるよう努めています。
- ③ 隔月発行の広報誌は一度に約2,000部印刷し、地域の関係機関や町内会、スーパー、薬局、医療機関に配布し広く情報提供に努めています。

- ④ 町内の掲示板に自主事業のチラシ等を掲示して頂けるよう、働きかけを行っています。
- ⑤ 近隣にある福祉施設と連携することで、実習のため調理室の貸し出しも増えました。

イ 総合相談について（高齢者・子ども・障害者分野等の情報提供）

高齢者・子ども・障害者等の分野に関する情報提供の取組についての考え方、提供手法について記載してください。

- ① 情報ラウンジや相談室を活用し、パンフレットや広報誌を閲覧・持ち帰りができるようカテゴリー別に分かりやすく配列し、常に新しい情報が提供できるようにしています。
- ② 窓口だけでなく、自主事業や地域の会議・食事会や行事に出向いた際に、必要な情報提供を行っています。
- ③ 連携を目的とした、各分野の会議に出席し具体的に地域住民に参加をいただき、こどもの居場所についての会議や障害と高齢の支援者の連携方法について学ぶ場を設定しお互いに情報交換をおこなっています。
- ④ 社会資源一覧や地域活動の紹介の資料を保管し、職員間で情報を共有し必要時に情報提供できるよう取り組んでいます。

ウ 各事業の連携及び関連施設（地区センター等）との連携について

地域ケアプラザの役割を果たすための、各事業担当間や関連施設との情報共有、円滑かつ効率的な管理運営に対する考え方を記載してください。

- ① 法人が運営する施設が高齢・障害・児童分野とエリア内に点在しています。必要な情報共有ができ地域の課題に取り組みやすく総合的な支援が継続できると考えています。
- ② コミュニティハウスやシルバー人材センター等と共催で事業を開催し、それぞれの機関の役割を情報共有しています。南授産所や更生施設のイベントにも協力する等円滑な連携が図れています。
- ③ プラザ内においては、毎朝出勤者が参加のミーティングにて情報交換やその日の予定を確認し、他の部門との連携を図っています。所内で声を掛け合い、電話や窓口対応にあたっています。

エ 地域福祉保健のネットワークの構築について

地域の関連団体や関連機関との情報共有やネットワーク構築に対する考え方について記載してください。

- ① 地域ケアプラザの使命は、地域の中で住民が孤立することなく、また支援を要する人を地域で支える「地域づくり」「地域の繋がりづくり」などの活動を行う地域住民にとって身近な拠点であることです。その為に地域ケアプラザが地域支援の中核的な役割を担うべく施設運営を行わなくてはならないと考えています。

- ② 昨今、急激な少子高齢化や単身世帯、高齢者世帯、複雑な家族関係における地域からの孤立や人間関係の希薄化等、地域課題が多様化しています。そのため適切な支援策を講じていくとともに、地域の関連団体や関係機関と情報共有や連携をしながら課題に対応していくことが必要となっています。
- ③ 地域の会議には、所長をはじめ職員が出席することにより、情報共有を行うとともに地域課題の把握に努めています。包括支援センターが主催する地域会議にネットワークの構築を目的とし関係機関、地域の各団体だけではなく、ボランティア活動の担い手等幅広い参加者を募り開催しています。

オ 区行政との協働について

区政運営方針、区の事業等を踏まえたうえで、区行政との連携について具体的な取組を記載してください。

区行政との連携→会議・研修・相談による情報把握

- ・ 行政機関との連携を密に、支援策や地域の課題解決に共に取り組んでいます。
- ① 各ネットワーク会議で抽出された課題を区の施設間連携事業を活用し、事業展開を行います。
- ② 自主事業に関しては、区行政とも共有し連携している。認知症サポーター養成講座に関しても、区行政の取り組みを伝える時間も設けており企画当初から情報共有しています。
- ③ 区行政の会議には積極的に参加し、高齢者虐待だけでなく児童虐待防止会議にも参加し相談先として、行政と顔の見える関係を構築しています。

キ 地域福祉保健計画の区計画及び地区別計画の推進について

区地域福祉保健計画の区全体計画及び地区別計画の策定・推進の事務局及び地区別支援チームのメンバーとして参画し、住民、事業者、行政等と協働した地域の課題解決に向け、どのような体制でどのように取り組むか記載してください。

- ・ 地域福祉保健計画に基づき、地区支援チームとして課題に向けての取り組みを検討し中間振り返り・年度の振り返りを行っています。独居高齢の男性に対するアプローチについて専門職としての視点と地域住民の視点から組み合わせた事業展開を目指していきます。男性のための料理教室やマージャン・コーヒーの淹れ方講座に参加した方が、地域で活躍できるような支援を継続し地域の課題解決に向けて取り組んでいきたいと考えています。

(2) 地域ケアプラザ運営事業（地域活動交流事業。以下「地域ケアプラザ運営事業」という。）

ア 自主企画事業について

高齢者・子ども・障害者等の分野それぞれの福祉保健活動の開発・実施及び自主活動化への取組について、具体的に記載してください。

高齢者 孤立に陥りやすい高齢男性を中心に、地域と関わり外出の機会に繋がる事業を行うことを目標としています。具体的には、男性が参加しやすいと思われる囲碁・マーじゃん料理を取り入れた講座を行っています。また、貸館利用者の男性をこどものイベントのボランティアとして活躍していただく等、他の世代と触れ合えるように異世代交流を目指した企画も行っています。

子ども 未就園児とその保護者の居場所を作り出すことにより、近隣地域における母親同士のコミュニケーションの場として活用できるよう努めています。父親と子供のコミュニケーションの場として、睦コミュニティハウスとの共催で事業を開催しました。

また、地区社協主催の子育てサロンの活性化に協力するためにケアプラザの事業所内でも告知し、連携体制を築くようにしています。

障害者 余暇支援事業として、障害児・者が楽しめストレス発散の場となるよう実施しています。障害のある中学生以上を対象にダンスの体験会を団体と共催しダンスチームが結成され発表の場に繋げることもできましたので今後も継続したいと考えております。

イ 福祉保健活動団体等が活動する場の提供について

地域住民の福祉・保健活動団体が活動する場の提供について、利用促進をはかるための具体的な取組を記載してください。

① 地域の福祉・保健活動などの振興を図る為の場の提供をしています。地域福祉に係る活動団体や人材、関連機関等と連携しニーズに適合した福祉保健活動へのコーディネートを行います。

② 広報活動、各種講座やイベントの開催などを通じ地域で活動している団体や中心人物を把握し、活動の活性化を支援すると共に更に多くの人材や社会資源の把握に努めています。

③ 貸館利用団体同士の交流ができる機会を設け、活動が活発になるように支援しています。地域住民にケアプラザを知って頂けるように地域のイベントに伺い、より多くの情報やニーズを拾い地域に応える事業を展開しています。

④ 各活動団体に、ケアプラザ利用をしていただけるよう積極的にお願いしています。

ウ ボランティア登録、育成及びコーディネートについて

ボランティア登録、育成及びコーディネートについて具体的に記載してください。

① 地域には元気な高齢者が多くいます。その方々のこれまでの経験を活かし地域への貢献ができる為の仕組みづくりが必要と考えています。得意なことを日常の会話から引き出し、食事

会や高齢者住宅での交流会にマジックやウクレレを披露していただきました。

- ② 地域イベントや事業、貸館利用時に活動している方々に積極的に声をかけ、ボランティア活動に参加するきっかけとなるようケアプラザ祭りやエコキャップボランティア会を開催し、地域の方の参加を促しています。
- ③ 障害を持った方の就労支援を視野にいたした場の提供も必要と考えています。近隣の更生施設の利用者にちょこっとボランティアの登録をして頂き、ケアプラザ事業のボランティア（草むしり）を通じて社会参加の成果を上げていると思います。
- ④ ボランティアの悩みや相談を受けた際は可能な限り受け入れ、モチベーションの維持・向上を図っていきます。学校の福祉教育への協力・医療系専門職の実習を積極的に受け入れボランティア育成を目指していきます。

エ 福祉保健活動等に関する情報収集及び情報提供について

地域における福祉保健活動団体や人材等の情報収集及び情報提供について具体的に記載してください。

- ① 隔月発行の広報紙にケアプラザで行われている情報や福祉保健に関する情報を地域の方々に提供しています。
- ② 南区広報紙、子育てカレンダー、横浜市にイベントカレンダーへ自主事業の情報を掲載しています。また、広報紙やチラシを食事会や地域のイベントの際、持参しPRを行っています。
- ③ 地域のイベントや連合町内会会議等に出向き、地域住民と積極的にかかわりを持ち、地域の課題等の情報を収集していきます。町内会館での高齢者食事会での出張講座を行い情報提供や収集を行います。

(3) 生活支援体制整備事業

ア 高齢者の生活上のニーズ把握・分析について

担当地域における高齢者の生活上のニーズを把握・分析する方法について、具体的に記載してください。

- ① 生活支援コーディネーターが地域包括・区、高齢障害支援課とのケースカンファレンスに参加し、地域の情報や事業に関する意見交換をすることで、地域の状況を知ることができます。個別のケースに触れ、生活上のニーズを把握し、支援方針を共有することで充足していない社会資源の創設が見え、地域住民との関わりを積極的に持つよい機会となっています。
- ② 各町の老人会や地域イベントに積極的に参加をする、日頃から地域住民と気軽に話をするなど「顔の見える関係性」づくりを丁寧に行います。
- ③ 地域包括支援センター。区・区社協が持つ地域情報データを活用し、こまめに情報共有・分析を行い、高齢者のニーズ把握につなげます。

- ④ 地域にある店舗との関係づくりを行い、店舗での高齢者の様子などを聞き取ることから、生活ニーズの把握・分析につなげます。

イ 多様な主体による活動・サービス及び社会資源の把握・分析について

民間企業やNPO法人等、多様な主体による社会資源を把握・分析する方法について、具体的な取組を記載してください。

- ① 地域資源情報データサービス「ayamu」の管理業務と連動させ活動やサービスの現場に実際に足を運び、活動の様子や団体がもつ社会資源の情報収集に努めます。
- ② 区の「地域支援チーム」や連絡会への参加を通じて、高齢・福祉分野にこだわらず、広く区役所や公的機関・NPO法人等の職員との関係づくりを行います。
- ③ 高齢者の生活にとって買い物は、負担となっているため店舗マップや店舗情報（配達の有無等）を集約し、情報提供できるよう資料作成を開始しました。
併せて生活支援を行っている、介護保険外の社会資源の一覧表を作成し、ケアマネジャーや民生・児童委員に情報提供しています。

ウ 目指すべき地域像の共有と実現に向けた取組み（協議体）について

目指すべき地域像を地域住民等と共有し、その実現に向けた協議の場（協議体）を設置・運営する方法について、具体的に記載してください。

- ① イベントの企画やコーディネートを通して、高齢者や福祉分野だけではなく他世代・他分野にも高齢者・福祉に関心を持ってもらう機会をつくとともに、「地域」について情報共有・意見交換できる場をつくります。
- ② 生活支援コーディネーターが把握した地域情報や課題等の情報をわかりやすく表やグラフ化します。地区社協・地域の活動団体との日常のやりとりや会議時に共有することで、地域住民や団体が自主的に話し合い、具体的な活動に結びつけられるよう働きかけを行います。

エ 地域の活動・サービスの創出、継続、発展に向けた支援について

地域の活動・サービスを創出・継続・発展させるための取組について、具体的に記載してください。

- ① 店舗が自発的に行っている高齢者へのサービスや放課後児童育成事業所が実施している地域参加プログラムなど、まだ表立って意識されていない「資源」を多面的にとらえ、つなげることで「社会資源」を創出・発展させるよう努めます。
- ② 8050問題、未婚率の増加、単身世帯の急増など「地縁的なつながり」が作りにくい状況を踏

まえ、青少年育成事業団体等と協働し、既存の地域活動へのコーディネートに取り組みます。

③ 地域の中で「活動を始めたい」「活動をステップアップさせたい」と感じている住民・団体に対して区域・市域で行われている活動事例の提示、具体的な運営に関するアドバイス等の支援を行います。

(4) 地域包括支援センター運営事業

ア 総合相談支援業務について

地域性を踏まえた上で、地域包括支援センターの基本機能である総合相談支援業務をどのように展開していくか、具体的に記載してください。

- ① 総合相談記録の整理、検索により過去に相談があったケースについても効率的に対応できるようなシステムを構築しています。
- ② 毎朝、ミーティングを行い誰もが対応できるようケースの情報共有を行い支援方針について相談しています。
- ③ 総合相談から抽出した地域課題をもとに個別地域ケア会議を重ね社会資源の創設やネットワークの構築を目指します。また、地域住民が相談しやすいよう食事会や高齢者マンションに出向き顔の見える関係を継続します。
- ④ 毎月1回定例の区の職員とともにケースカンファレンスを行い、地域や事業の情報共有や個別ケースの支援経過や支援方針を検討しています。

イ 認知症支援事業について

地域性を踏まえた上で、地域包括支援センターの基本機能である認知症支援事業をどのように展開していくか、具体的に記載してください。

- ① 単身独居率は高く、身寄りもないため認知症が進行してから初めて相談に繋がるケースが増えているため、地域の見守りが必要と考えます。地域全体での認知症の理解を求め、普及啓発活動を行います。
 - ② 地域の認知症キャラバンメイトが自発的に定例会を重ねているため、認知症サポーター養成講座のコーディネートを行い、地域住民向け・学校で行うことで、幅広い年代に理解を求めていきます。
- また、認知症カフェにもボランティアとして運営にも参加していただき、「認知症になっても安心して暮らせるまちづくり」を目指します。

ウ 権利擁護業務について

地域性を踏まえた上で、地域包括支援センターの基本機能である権利擁護業務をどのように展開していくか、具体的に記載してください。

- ① 成年後見サポートネットワーク連絡会を区と協働で開催。事例検討や勉強会の企画・運営を行っています。今後もケアマネジャーと協働で制度の活用促進を行います。
- ② 地域住民や介護保険事業者向けに相続・遺言や成年後見制度やあんしんネットワークについての講座を開催し、継続して安心した生活が営めるよう支援していきます。
- ③ 高齢者虐待を未然に防止するという観点から、介護者向けのリーフレットを活用し介護事業所、民生委員等に周知に努めます。また、介護者に正しい介護方法を身につけていただくための介護技術講座を開催し介護者の孤立防止を目指します。

エ 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務等

地域性を踏まえた上で、地域包括支援センターの基本機能である包括的・継続的ケアマネジメント支援業務等をどのように展開していくか、具体的に記載してください。

■包括的・継続的ケアマネジメント支援業務

- ① 民生・児童委員協議会の会議に毎回出席し、介護保険や地域の課題となっている情報を提供しています。地域ケア会議において民生委員とケアマネジャーの連携が必要との意見があり、継続的に交流会を開催していきます。
- ② ケマネジャー支援として南区の8包括と連携し研修会や事例検討会を行っています。主としてエリア内ケアマネジャー連絡会（1回/月）では、参加者が積極的に発言できるような会を目指しています。
- ③ ケママネジャーが困難なケースは同行訪問や担当者会議に参加し一人で抱え込むことのないよう支援しています。

■在宅医療・介護連携推進事業

- ① 南区医師会の事例検討会に参加することで、関係機関との連携が円滑に図ることができるため継続していきます。
- ② 会議の出席や医療機関や薬局に訪問し、情報共有やネットワーク構築を図ってきました。南区在宅医療相談室にも地域ケア会議に参加していただき、今後も多職種連携の強化を目指します。

オ 地域ケア会議について

地域包括ケアシステムの実現のために、地域ケア会議を活用してどのように取り組んでいくか、具体的に記載してください。

- ① 地域ケア会議のテーマを「独居高齢者の見守り」に絞り会議を重ねてきました。専門職から

地域活動をしている住民や店舗、金融機関にも参加していただき多角的に意見交換をすることが出来ました。今後も顔の見える関係づくりに励み、店舗からの情報を得ていきたいと考えています。

- ② 在宅での医療が増加しています。訪問看護だけではなく、医師との連携も欠かせないためケアマネジャーと事業所が円滑に住民をサポートできる体勢を構築できるよう取り組んでいきたいと考えています。

カ 指定介護予防支援事業・第1号介護予防支援事業（介護予防ケアマネジメント）について

事業実施に係る人員の確保・育成、指定居宅介護支援事業者への業務委託についての選定方法及び具体的な支援内容の計画について記載してください。

- ① 三職種の他、常勤の介護予防支援員を雇用し対応しています。指定居宅介護支援事業者に委託する場合は、偏りがないようハートページ等の資料を提示し公平公正に選定しています。
- ② 指定居宅介護支援事業者に委託の場合は、契約時やサービス担当者会議に参加し委託事業者との連携を密に図り、継続的な支援を行います。
- ③ ケアプラザの特性を生かし、介護予防に関しては介護保険利用だけではなくサークル活動やケアプラザの自主事業等社会資源の情報提供を行っています。

キ 一般介護予防事業（介護予防普及強化業務）について

市や区の方針に沿って、介護予防に関する普及啓発や地域活動支援等の介護予防事業をどのように展開していくか具体的に記載してください。

- ① 区役所主体の事業である「お元気で21健診」でチェックリストの実施を促すことでハイリスク者・事業対象者の把握に努めています。
- ② 既存の元気づくりステーションやグループ活動の支援を区と連携して行います。地域の方が参加しやすい町内会館を拠点に活動を開始したグループに対し、生活支援COと内容を検討しながら介護予防の普及啓発を行います。
- ③ 地域の介護予防サポーターとともに老人会の食事会に赴き、地域の中で介護予防の取り組みが広がることを目指していきます。

ク 多職種協働による地域包括支援センターネットワークの構築について

包括的支援事業を効果的に実施するために、介護サービスに限らず、地域の保健・福祉・医療サービスやボランティア活動、インフォーマルサービス等の社会資源が有機的に連携できるためのネットワークづくりをどのように行っていくかを記載してください。

- ① 各ネットワーク会議に出席し、連携しやすい関係づくりを目指しています。専門職だけではなくボランティア活動をされている住民を地域ケア会議に参加していただき活動内容を知るいい機会となっています。
- ② 相談者には、介護保険のサービス提供だけではなく、地域のサロンや元気づくりステーションの情報提供も行っています。
貸館利用者には、自主事業を手伝っていただくことで、ボランティア活動の輪が広がるよう取り組んでいます。

(5) 居宅介護支援事業

公の施設における事業提供であることを踏まえ、居宅介護支援事業について、指定介護予防支援事業者との連携体制も踏まえて記載してください。

- ① 要介護状態または要支援状態にある高齢者に対し、本人・家族の意思を尊重し、それぞれの状況に応じた適切なサービスを提供しています。他事業所との連携・調整・情報収集を行いマネジメントの質の向上を目指します。
- ② ケアプラザの居宅介護支援の特性を生かして、地域包括支援センターとの連携を図り社会資源の情報収集・提供を行います。また、地域包括支援センターから相談受入のあった困難ケースは必ず受託し、連携して対応にあたっています。
- ③ 特定事業所加算（Ⅱ）の算定を取得。週に一度全員でミーティング実施の際、情報共有・伝達研修を行い、積極的に研修に参加する等居宅介護支援事業所としてのスキルアップに努めています。

6 収支計画及び指定管理料

(1) 指定管理料の額及び施設の課題等に応じた費用配分について

収支計画、利用者サービスのための経費に対する考え方について、施設の特性を踏まえて記載してください。

- ・地域ケアプラザは、地域支援の中核的な役割を担うべく施設であり、中立公正な施設運営が求められます。収支計画はその点を踏まえ適切に配分いたします。
- ・利用者サービスについては、ニーズや必要性を把握した上で、気持ちよく使用していただけるよう清潔で安全に留意し運営に努めます。
- ・複合施設のため、大規模な修繕に関しては計画的に行うべく、各施設と協議し按分での費用配分といたします。

(2) 利用料金の収支の活用及び運営費の効率性について

利用料金の収支の活用や運営費等を低額に抑える工夫について記載してください。

- ① 地域活動交流と包括支援センターの事務費、事業費は会計区分を別に計上しています。
- ② 毎月の予算を計画し執行しています。
- ③ 事業費や講師料等は毎回予算を決め、予算の範囲内若しくは、予算を下回るように努力をしています。
- ④ 購入物品は見積を複数取り比較して低価格品の購入を検討、部署間でまとめて購入するように努めています。

7 前期の指定管理業務の実績（現在の指定管理者のみ記載してください。）

(1) 前期の指定管理業務の実績について

前期の指定管理期間における地域ケアプラザ事業の実績を記載してください。

当ケアプラザの特徴的な取り組み

- ① 近隣の施設間連携により、子供と高齢者が交流を目的とする事業展開を行いました。
(こども新年会・キッズカフェ・プラレールで遊ぼう等)
- ② 障害者の居場所を含め、新たな活動につながるよう自主事業から発展するよう取り組みました。
(障害者のダンスチーム)
- ③ 「こんにちはケアプラザ事業」・老人会や食事会に訪問し、ケアプラザの周知を行うとともに介護保険や悪徳商法等のミニ講座を継続して行っています。
- ④ 認知症普及啓発のため、世界アルツハイマーデーに地域住民向けにスーパー前の公園でイベントを開催、また中学生を対象にサポーター養成講座を行いました。事前・事後のアンケートの統計から理解度を計ることができ、学校とも共有しました。

(2) 職員配置状況について

前期の指定管理期間における職員配置の実績を記載してください。

- ・職員に関しては、包括支援センター3職種・地域活動交流コーディネーター・生活支援コーディネーター・ケアマネジャー等、適正に配置しました。
- ・法人内の異動に伴い、平成29年に1か月(30日)地域包括 主任ケアマネジャーが不在でした。

指定管理料提案書及び収支予算書 (横浜市睦地域ケアプラザ)

1 指定管理料提案書

(1) 地域ケアプラザ運営事業

(単位：円)

項目	積算根拠	金額
賃金水準スライド 対象人件費 (非課税) ※1	内訳(地域ケアプラザ所長、地域活動交流コーディネーター、サブコーディネーター等のうち賃金水準スライド対象人件費)	11,004,152
賃金水準スライド 対象外人件費 (非課税)	内訳(地域ケアプラザ所長、地域活動交流コーディネーター、サブコーディネーター等のうち賃金水準スライド対象外人件費)	618,849
事業費(税込)		1,200,000
事務費(税込)		699,999
管理費(税込)	・光熱水費 ・施設維持管理費(各種保守点検費)	5,400,000
指定額	小破修繕費 474,000 円	474,000
利用料金の活用	<介護保険収入等を充当する場合は記載してください。>	△
施設使用料相当額 ※2		△
合 計		19,397,000

※1：(地域ケアプラザ所長基礎単価×配置予定人数(0.1875 人工)) + (地域ケアプラザ運営事業に係る正規雇用職員等基礎単価×配置予定人数) + (地域ケアプラザ運営事業に係る臨時雇用職員等基礎単価×配置予定人数)

※2：指定管理業務に通所系サービス事業が含まれる場合のみ記入して下さい。

(2) 生活支援体制整備事業

(単位：円)

項目	積算根拠	金額
----	------	----

賃金水準スライド 対象人件費 (非課税) ※3	内訳(生活支援コーディネーターのうち賃金水準スライド対象人件費)	■
賃金水準スライド 対象外人件費 (非課税)	内訳(生活支援コーディネーターのうち賃金水準スライド対象外人件費)	■
事業費(税込)		■
事務費(税込)		■
合 計		5,802,000

※3：生活支援体制整備事業に係る生活支援コーディネーター基礎単価×配置予定人数

(3) 地域包括支援センター運営事業費

(単位：円)

項目	積算根拠	金額
賃金水準スライド 対象人件費 (非課税) ※4	内訳(地域ケアプラザ所長、地域包括支援センター職員等のうち賃金水準スライド対象人件費)	19,350,000
賃金水準スライド 対象外人件費 (非課税)	内訳(地域ケアプラザ所長、地域包括支援センター職員等のうち賃金水準スライド対象外人件費)	780,000
事業費(税込)		900,000
事務費(税込)		380,000
管理費(税込)	・光熱水費 ・施設維持管理費(各種保守点検費)	1,500,000
指定額	協力医謝金 630,000 円、小破修繕費 126,000 円	756,000
利用料金の活用	〈介護保険収入等を充当する場合は記載してください。〉	△
合 計		23,666,000

※ 4 : (地域ケアプラザ所長基礎単価×配置予定人数 (0.5625 人工)) + (地域包括支援センター運営事業に係る正規雇用職員等基礎単価×配置予定人数) + (地域包括支援センター運営事業に係る臨時雇用職員等基礎単価×配置予定人数)

(4) 一般介護予防事業

(単位：円)

項目	積算根拠	金額
事業費 (税込)	元気づくりステーションや介護予防事業運営等	154,000
合 計		154,000

2 収支予算書

(単位：円)

項目		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	
内 訳	横浜市支払 想定額	地域ケアプラザ 運営事業(a)	19,397,000	19,397,000	19,397,000	19,397,000	19,397,000
		生活支援体制 整備事業(b)	5,802,000	5,802,000	5,802,000	5,802,000	5,802,000
		地域包括支援 センター運営(c)	23,666,000	23,666,000	23,666,000	23,666,000	23,666,000
		一般介護予防 事業(d)	154,000	154,000	154,000	154,000	154,000
		合計(a)~(d)	49,019,000	49,019,000	49,019,000	49,019,000	49,019,000
内 訳	介護保険 事業収入	介護予防支援事 業・第1号介護予 防支援事業	4,500,000	4,500,000	4,500,000	4,500,000	4,500,000
		居宅介護支援 事業					
その他収入		50,000	50,000	50,000	50,000	50,000	
収入合計 (A)		53,569,000	53,569,000	53,569,000	53,569,000	53,569,000	
内 訳	人件費	37,143,001	37,143,001	37,143,001	37,143,001	37,143,001	
	事業費	2,566,000	2,566,000	2,566,000	2,566,000	2,566,000	
	事務費	4,169,999	4,169,999	4,169,999	4,169,999	4,169,999	
	管理費	6,900,000	6,900,000	6,900,000	6,900,000	6,900,000	
	消費税等	1,162,300	1,162,300	1,162,300	1,162,300	1,162,300	
	その他	1,627,700	1,627,700	1,627,700	1,627,700	1,627,700	
支出合計 (B)		53,569,000	53,569,000	53,569,000	53,569,000	53,569,000	
収支 (A-B)		0	0	0	0	0	

団体の概要

(令和 2年 3月 11日現在)

(ふりがな) 団体名	(しゃかいふくしほうじんたすけあいゆい) 社会福祉法人たすけあいゆい
共同事業体又は中小企業等協同組合として応募している場合には、その名称を記入してください。	
(ふりがな) 名称	()
所在地	〒232-0041 横浜市南区睦町 1-31-1 ※法人の場合は登記簿上の本店所在地を、任意団体の場合は代表者の住所をご記入ください。 (市税納付状況調査(様式8同意書による)に使用します)
設立年月日	平成 15 年 6 月 30 日
沿革	1991 年 6 月にたすけあいゆいグループゆいを設立。1999 年 3 月 NPO 法人たすけあいいとして認証を受けた。2003 年 6 月に社会福祉法人たすけあいゆいを設立し、2003 年 8 月社会福祉法人へ移管した。高齢化、核家族化が進む社会状況の中で、誰もが住み慣れた町で、安心して心豊かに人としての暮らしが続けられるよう、地域の人々がお互いに助け合い、支えあっていくことができるまちづくりを目指し、横浜市睦地域ケアプラザは 2006 年 12 月に睦母子生活支援施設、高齢者デイサービスさくら、障害児デイサービスさくらんぼと合築で開設した。
事業内容等	この社会福祉法人(以下「法人」という。)は、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、心身ともに健やかに育成され、又はその有する能力に応じ自立した日常生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的として、次の社会福祉事業を行う。 (1) 第一種社会福祉事業 (イ) 母子生活支援施設の経営 (2) 第二種社会福祉事業 (イ) 老人居宅等事業の経営 (ロ) 老人デイサービス事業の経営 (ハ) 老人介護支援センターの受託経営 (ニ) 障害福祉サービス事業の経営 (ホ) 移動支援事業の経営 (ヘ) 相談支援事業の経営 (ト) 地域活動支援センターの経営 (チ) 障害児通所支援事業の経営

